9　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格
　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
10　資格審査結果の通知
　「資格決定通知書」により通知（郵送）する。
11　競争参加資格の有効期間
　平成29年４月１日から同31年３月31日までとする。なお、後記12の随時受付の場合は、資格認定の日から同31年３月31日までとする。
12　随時受付
　前記２⑴及び同⑵の期間後に参加資格の申請をする場合は、平成29年４月１日以降、前記３⑵イに示す場所において、申請書類の郵送又は持参（休日を除く毎日、10時から17時まで）にて随時受け付ける。
13　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
　前記３⑵イに同じ。

競争参加資格に関する公示

　平成29・30年度において国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局を除く。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
　平成28年10月３日
　国土交通省大臣官房会計課長　榊　真一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　業種区分及び発注する工事の種類
⑴　土木工事業
⑵　建築工事業
⑶　電気工事業
⑷　管工事業
⑸　鋼構造物工事業
⑹　舗装工事業
⑺　塗装工事業
⑻　防水工事業
⑼　内装仕上工事業
⑽　機械器具設置工事業
⑾　電気通信工事業
⑿　造園工事業
⒀　水道施設工事業
⒁　消防施設工事業
⒂　清掃施設工事業
　注　工事の種類については建設業法第２条別表第１による区分とする。
2　業種区分及び発注する測量等の種類
⑴　測量：測量法第55条による登録を受け営む業務
⑵　建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第２条に規定する建設コンサルタント業務（含：設計・監理）
⑶　地質調査：地質調査業者登録規程第２条に規定する地質調査業務
⑷　補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程第２条に規定する補償コンサルタント業務
⑸　その他の業種：その他登録を受けて営む業務
3　申請の時期
⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により平成28年12月１日から平成29年１月13日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
　建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/
　測量等　https://www.pqrc.mlit.go.jp/
　ただし、４⑵①㈠～㈦に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請については、平成28年12月１日から平成29年１月31日まで（当日消印有効）の間に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）するものとする。
⑵　随時の申請時期は、平成29年２月１日以降とする。
4　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に配布する。また、インターネットを使用して申請をする者は、３⑴に掲げるアドレスにアクセスし、平成28年11月１日から平成28年12月28日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて平成28年11月１日から平成29年１月13日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
⑵　申請書の作成方法　申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとする。
①　建設工事
㈠　申請書
㈡　業態調書
㈢　営業所一覧表
㈣　総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
㈤　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
㈥　申請者が共同企業体等である場合には建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
㈦　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
㈧　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
㈨　行政書士等の代理申請による場合には委任状
②　測量等
㈠　申請書
㈡　技術者経歴書
㈢　営業所一覧表
㈣　登記事項証明書
㈤　登録証明書
㈥　財務諸表類
㈦　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
㈧　行政書士等の代理申請による場合には委任状
⑶　申請書類の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあって、４⑵①㈥～㈧に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請ついては郵送）により申請書を提出するときは、次のとおりとする。
①　別記２に掲げる部局のうち１の部局のみを希望する場合には、当該部局の受付窓口に提出すること。
②　別記２に掲げる部局のうち２以上の部局を希望する場合には、国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室に提出すること。
⑷　申請書類の作成に用いる言語
①　申請書類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　申請書類中の、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
⑸　資格審査申請に関する問い合わせ先　国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室契約制度管理係　東京都千代田区霞が関２－１－３中央合同庁舎第３号館５階　電話03―5253―8111　内線21834
5　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑶　経営状況が著しく不健全であると認められる者
⑷　建設工事、測量等に関し、法律上必要とする資格を有していない者
⑸　申請書及び添付書類（インターネット受付に係る申請データを含む。）の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者